

調達管理番号・案件名

26a00466_東南アジア(広域)ASEANにおける石油セキュリティ強化に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年8月5日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	3	競争参加資格確認に必要な十点の資料について	i) 本件契約において現地法人・子会社・関係会社等との機密情報のやりとりの予定の有無、情報のやり取りの予定がある場合はその会社名と、情報のやり取りの際に基づく規定・社内ルールについて、7/31(金)以降、現地法人とのやり取りが必要になることが明らかになった場合、後から追加で提出する形で問題ないでしょうか。	追加で提出いただくことは想定していません。やむを得ず後日明らかになった場合は、契約交渉にて確認いたします。
2	4	共同企業体結成時の競争参加資格要件について	共同企業体結成時の競争参加資格要件について、幹事企業以外からの提出も必要となりますでしょうか？	様式6に記載のとおり、共同企業体を結成する場合には、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出していただきます。
3	4	共同企業体に海外拠点を含むことの是非について	共同企業体に海外現地法人を含めることは可能でしょうか？また、それに合わせて、副業務主任者に海外拠点の人間を記載することは可能でしょうか？ また、仮に海外現地法人が共同企業体としての応札が認められる場合、海外現地法人が実施した現地調査費用は、定額計上分の金額として計上できますでしょうか？	共同企業体の構成員においても、プロポーザル作成ガイドライン 別添資料12の1. (2) 2)に記載しているとおり、「日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。」が競争参加資格要件となります。なお、その要件が満たされていれば、海外拠点の人材を要員として配置することは差支えありません。
4	12	ASEAN 域内の戦略的共同備蓄インフラ・メカニズムの検討について	本公示内の配布資料に記載のERIA成果物(WS0～WS2)の閲覧・活用は可能か。公開までに時間を要する場合、受注者はドラフト段階からアクセス可能か。	ERIA調査は着手したばかりの段階であり、現時点では成果物はありません。今後、調査の進捗に応じて、得られた成果や情報を適宜共有させていただきます。

5	13	日本側関係機関との連携	JOGMEC、経産省、IEA等との協議・面談について、JICAからの担当者紹介・調整支援は可能か。	JOGMEC、経産省、IEA等との協議・面談について、JICAからの担当者紹介・調整支援は可能です。
6	13	第2章 第3条（10）関係機関との協議及び有識者委員会の開催・運営	有識者委員会に参加する有識者の想定をご記載いただいておりますが、コンサルタントより有識者委員会への参加が期待される有識者の方を提案させていただく事は可能でしょうか。	記載以外の有識者につきましても、ご提案いただけますと幸いです。
7	14	本邦招へい	配布資料に記載されている「ERIA等が先行実施する本邦招へいプログラム」の内容を共有いただくことは可能か。訪問先重複回避のため確認したい。	ERIA調査は着手したばかりの段階のため、現時点ではまだ実施されていないと認識しております。
8	14	JOGMEC専門家同行	JOGMEC等専門家の現地派遣費用は本契約に含まれると理解しているが、想定人数および派遣回数をご教示いただきたい。	ご理解の通り、グループAの各国に対してレポート説明の各段階（インセプションレポート、インテリムレポート及びドラフトファイナルレポート）で同行を想定しているJOGMEC等の専門家（約2名）については本契約に含まれます。
9	15	第2章 第4条（3）現地調査の実施	現地関係機関へのヒアリング、特に国営石油会社・主要事業者、港湾・備蓄施設運営主体へのヒアリングに際して、貴機構に面談アレンジのご支援をいただく事は可能でしょうか。また、現地調査対象国4ヶ国のうち、主要関係省庁が既に本件調査を認識している国をご教示いただけますでしょうか。	最初の現地渡航時のヒアリングに際して、JICAで面談アレンジの支援は可能です。また、本件調査を認識している国は、ベトナムとフィリピンです。

10	17	(10)政策提言の取りまとめ	下から2行目で、提言は、国別(フィリピン、ベトナム)と域内(ASEAN)に大別し、となっていますが、13ページの下から10行目では、グループBのインドネシア、タイ、及びグループCについては政策提言までは行わない。となっています。域内(ASEAN)は何を意味しているのでしょうか？	国別の政策提言の対象国はフィリピンおよびベトナムのみです。個別国への提言に加え、域内(ASEAN)の提言として、ERIA調査を踏まえたASEAN域内全体としての課題や方向性をレビューし報告書として取りまとめることを想定しております。
11	18	第5条 報告書等	報告書は和文と英文の2種類でしょうか？	和文と英文の2種類を想定しております。
12	18	第2章 第5条 (3) ファイナルレポート	ファイナルレポートは公開前提とされていますが、非公開情報を含む非公開版の作成を別途想定されていらっしゃるのでしょうか。	ファイナルレポートは公開を前提としています。一方、非公開情報を含む内容がある場合については、NDA(秘密保持契約)を締結した上で当該部分を本報告書とは切り離して、整理・取りまとめることを想定しております。
13	23	(2) 2) 渡航回数の目途	延べ60回となっていますが、本邦招へいの渡航(20回)も含んでいるのでしょうか？	業務従事者の渡航回数です。本邦招へいの被招へい者(ベトナムおよびフィリピン関係者)の渡航回数は含みません。
14	23	第3章 2. (2) 2) 渡航回数の目途	延べ60回とご記載いただいておりますが、こちらは各調査対象国に全て日本発-日本着での渡航をご想定されていらっしゃるのでしょうか。	日本発-日本着を想定しておりますが、それ以外の発着がある場合は、ご提案ください。

15	27	表内の本邦招へいにかかる経費	直接経費は2,996千円となっていますが、この直接経費は、20人分の航空賃、宿泊費、宿泊手当、国内交通費、通訳費等招へいに必要な経費全てをカバーする想定でしょうか？	被招へい者の旅費はJICAで負担しますので、本契約金額には含みません。本契約に含む直接経費とは講師謝金や見学謝金、翻訳料、会場借上費、消耗品購入等を想定しております。
16		プロポーザル提出締切について		公示質問の回答掲載が遅延したことに伴い、本見積額（電子入札システムへの送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日を8月25日(火)12時までに延長いたします。 評価結果の通知日変更はございません。

以上